

● 入湯税の使途について（令和3年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

令和3年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税額 40,643 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費（地方税法第701条） 517,232 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛生施設組合 （負担金）	35,136		5,040	30,096
	レジオネラ菌対策	5,910		5,910	0
	小計	41,046	0	10,950	30,096
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源保護管理 （補助金）	5,910		5,910	0
	小計	5,910	0	5,910	0
消防施設等の整備	消防施設・ 設備等整備	893		893	0
	小計	893	0	893	0
観光の振興	観光施設整備	109,924	24,667	8,568	76,689
	観光振興事業	359,459	209,448	14,322	135,689
	小計	469,383	234,115	22,890	212,378
合 計		517,232	234,115	40,643	242,474

※1 入湯税は、令和3年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。